実地指導結果 サービス種別: 訪問介護

令和2年9月30日現在(「事業所所在地」「事業所名」は実地指導日現在)

				令和2年9月30日現在(「事業所所在地」「事業所名」	は美型担害に	コ現任ノ
申請者名	事業所 所在地	事業所名	実地 指導日	文書による指摘の内容	指摘に 対する 是正状況	備考
株式会社ゆ うあい	室戸市	ヘルパー事業所ゆめ	H30.3.20	1 事業所の平面図及びサービス提供責任者に変更があったにもかかわらず、その旨を届け出ていないことが認められた。 2 サービス提供責任者が常勤で1以上配置されていないことが認められた。 3 従業者であった者に対して秘密保持のための必要な措置を講じていない事例が認められた。 4 介護報酬の額の算定に当たり不適切な事例(次の(1)及び(2)に該当し、初回加算を算定できないにもかかわらず初回加算を算定)が認められた。 (1) 新規に訪問介護計画を作成していない。 (2) サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行わず、他の訪問介護員等が初回若しくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行ったの属する月に指定訪問介護を行ったの。	改善済	
社会福祉法人安芸市社会福祉協議会	安芸市	ホームヘルパース テーションあき	H30.7.31	1 指定訪問介護の提供の開始に際し、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付していない事例が認められた。 2 利用者の家族の個人情報を用いる場合に、文書による同意を得ていない事例が認められた。	改善済	
南国市農業協同組合	南国市	JA南国市へル パーステーション	H30.6.19	1 必要な訪問介護計画の変更を行っていない事例が認められた。 2 重要事項が掲示されていないことが認められた。 3 秘密保持等について、次の(1)及び(2)が認められた。 (1) 従業者であった者に対して秘密保持のための必要な措置を講じていない。 (2) 利用者の家族の個人情報を用いる場合に、文書による当該家族の同意を得ていない。	改善済	
社会福祉法 人南国市社 会福祉協議 会	南国市	指定訪問介護事業 所南国市社会福祉 協議会	H30.8.30	1 運営規程に変更があったにもかかわらず、その旨を届け出て いないことが認められた。	改善済	
有限会社 スーパース トア冨士屋	南国市	富士屋ヘルパース テーションベター ライフ	H30.9.14	1 運営規程に実態と相違する事項(営業日)が認められた。	改善済	
有限会社へ ルパース テーション さち	南国市	ヘルパーステー ションさち	H30.12.11	1 利用者の家族から苦情を受け付けた場合に、当該苦情の内容 等を記録していない事例が認められた。	改善済	
有限会社西 田順天堂業 局	南国市	ヘルパーステー ションニシダ順天 堂	H31.1.16	1 運営規程に変更があったにもかかわらず、その旨を届け出ていないことが認められた。 2 利用者の家族の個人情報を用いる場合に、文書による同意を得ていない事例が認められた。 3 介護報酬の額の算定に当たの不適切な事例(サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定訪問介護を行わず、当該月に訪問介護員等が指定訪問介護を行った際にサービス提供責任者が同行していないにもかかわらず初回加算を算定)が認められた。	改善済	
株式会社二 チイ学館	土佐市	ニチイケアセン ター土佐	H30.6.26	1 運営規程(事業所の名称及び所在地他6項目)に変更があったにもかかわらず、その旨を届け出ていないことが認められた。	改善済	
有限会社四 国総合介護 システム	土佐市	ヘルパーステー ションすまいる	H30.8.24	なし		
特定非営利活動法人宇 佐在宅介護 センター	土佐市	特定非営利活動法 人宇佐在宅介護セ ンター	H30.12.20	1 提供された介護サービスについて、利用者及び家族の満足度について評価を行っていないことが認められた。 2 従業者であった者に対して秘密保持のための必要な措置を講じていないことが認められた。 3 訪問介護計画を完結の日から5年間保存していない事例が認められた。	改善済	
株式会社アストロ	土佐市	訪問介護ステー ションアストロ	H31.1.22	1 指定訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計が区分されていないことが認められた。	改善済	
株式会社ベ テルホーム	須崎市	ベテルホームすさ き訪問介護ステー ション	H30.9.6	なし		

申請者名	事業所所在地	事業所名	実地指導日	文書による指摘の内容	指摘に 対する 是正状況	備考
有限会社四 国総合介護 システム	須崎市	ヘルパーステー ションすまいる須 崎	H30.9.11	なし		
社会福祉法 人愛生福祉 会	宿毛市	豊寿園ホームヘル パーステーション		1 勤務表に、日々の勤務時間が明確に記載されていないことが 認められた。	改善済	
社会福祉法 人宿毛福祉 会	宿毛市	宿毛中央ホームへ ルパーステーショ ン	H30.11.14	1 訪問介護計画の作成後、必要な訪問介護計画の変更を行っていない事例が認められた。 2 利用者の家族の個人情報を用いる場合に、文書による同意を 得ていない事例が認められた。	改善済	
医療法人次 田会	土佐清水 市	ホームヘルプサー ピスセンター「げ んき」	H30.10.30	1 利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合に、市町村に連絡を行っていないことが認められた。	改善済	
株式会社介 援隊	四万十市	ヘルパーステー ション介援隊	H30.9.25	なし		
医療法人レ ザレクト	香南市	ケアー・レッツ ゴー指定訪問介護 事業所	H30.9.19	なし		
社会福祉法 人香南市社 会福祉協議 会	香南市	訪問介護事業所ふ れあいの里	H30,9,21	1 利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合に、次の(1)及び(2)の適切でない事例が認められた。 (1)市町村に連絡を行っていない。 (2)当該事故に際して採った処置について記録していない。	改善済	
合同会社あ ん	香美市	ホームヘルパース テーションあん	H30.7.11	1 介護報酬の額の算定に当たり不適切な事例(2時間未満の間隔で行われた指定訪問介護について、それぞれの所要時間を合算せずに算定)が認められた。	改善済	
株式会社 菜々月	香美市	ヘルパーステー ション菜々月	H30.7.26	1 サービス提供責任者が常勤でないことが認められた。2 管理者が常勤でないことが認められた。3 利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合に、市町村に連絡を行っていないことが認められた。	改善済	
医療法人仁 智会	安芸郡奈 半利町	ヘルパーステー ションさくら	H30.6.28	1 指定訪問介護事業所と同一建物に居住する利用者に対し、指 定訪問介護を行っているにもかかわらず、所定単位数の100 分の90に相当する単位数を算定していないことが認められ た。	改善済	
医療法人臼 井会	安芸郡田野町	ホームヘルパース テーションたの		なし		
株式会社道	吾川郡い の町	訪問介護事業所あ ずみ	H30.7.13	なし		
有限会社第 一四国	吾川郡い の町	ション優花	H30,8,7	1 利用者の家族の個人情報を用いる場合に、利用者の家族から 文書による同意を得ていない事例が認められた。	改善済	
社会福祉法 人佐川町社 会福祉協議 会	高岡郡佐 川町	社会福祉法人佐川 町社会福祉協議会	H30.10.25	なし 		
医療法人金 峰会		指定訪問介護事業 所「こでまり」	H30.6.21	1 運営規程に実態と相違する事項(従業者の員数)が認められ た。	改善済	
社会福祉法 人土佐平成 福祉会	高岡郡日高村	ヘルパーステー ション能津	H30,8,2	1 勤務表に常勤・非常勤の別が明確に記載されていないことが 認められた。2 利用者及び利用者の家族の個人情報を用いる場合に、文書に よる同意を得ていない事例が認められた。	改善済	
社会福祉法 人清流会	高岡郡四 万十町	ヘルパーステー ション「四万十」	H30.6.14	なし		